

令和4年宇治田原町議会運営委員会

令和4年12月16日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和4年第4回（12月）定例会について

- ・陳情書等について
- ・意見書第1号について
- ・議事日程（第3号）について

日程第2 令和5年第1回（3月）定例会日程（予定）について

日程第3 その他

- ・宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要について

1. 出席委員

| | | | |
|------|-----|-------|----|
| 委員長 | 1番 | 山内実貴子 | 委員 |
| 副委員長 | 3番 | 馬場 哉 | 委員 |
| | 5番 | 山本 精 | 委員 |
| | 7番 | 藤本英樹 | 委員 |
| | 10番 | 原田周一 | 委員 |
| | 12番 | 浅田晃弘 | 議長 |

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 副町長 | 山下康之君 |
| 総務担当理事 | 奥谷 明君 |
| 企画財政課長 | 村山和弘君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 矢野里志君 |
| 庶務係長 | 重富康宏君 |

開 会 午前10時00分

○委員長（山内実貴子） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

12月5日の役員改選において、私、山内が議会運営委員会の委員長、そして、馬場哉委員が副委員長を務めさせていただくことになりました。馬場副委員長とともに皆様のご協力を得ながら、スムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

本日の委員会は、令和4年第4回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いいたします。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

山内委員長、また馬場副委員長のもと、各委員の皆さんには大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

今も山内委員長のほうからご挨拶ございましたけれども、今回の議会の構成によりまして新たに山内委員長、また馬場副委員長ということでご就任されて、今後も引き続いてまた各位の皆さんには大変お世話になりますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

いつも浅田議長さんがおっしゃっているように我々もしっかりと緊張感を持って、そしてしっかりと議会運営の皆さんに説明なり、いろいろな情報提供させていただきながら努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今年ももうあと僅かというようになってまいりましたけれども、この12月定例会も5日の日に開会をいただきまして、来週19日が一応最終の予定ということで、この間議会運営のほうに大変お世話になりましたありがとうございます。いろんな委員会でのご意見、また一般質問等につきましてもしっかりと町政の中で反映させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

ここしばらく急に寒さも厳しくなっております、本当に底冷えをするような時期というような中で、北海道、東北の辺りでは非常にこう雪が積もっているというように聞いておるところでございます、ますますこれからも寒さ厳しくなりますので、委員

各位におかれては本当にお体のほうには十分気をつけて対応いただきたいと思います。

特に今年はいろんなことがございましたけれども、来年はうさぎ年というふうに聞いておりますので、飛び跳ねるといような中で皆様方にとってもいい年になり、また宇治田原町にとってもいい年になるように念願をするところでございます。

そういった中で議会のほうにおいても、今度18日の日曜日には中学生議会というのを取り組んでいただけるといように聞いております。本当に先進的な議会運営、また対応、住民のご意見というものに非常すばらしい取組というように感銘を受けているところでございます。どうぞまたよろしくお願ひしたいというように思います。

そういう中でコロナつきましたも、感染者が減少するというのは、なかなか大変な状況でございまして、昨日京都府の中では2,999人の方が感染されたということで今日発表ありましたけれども、町の中では今まででしたら情報提供いただいておりましたけれども、今はもう情報がなく、ちまたではまだ少し感染者があるようには聞いておりますけれども、小学校、中学校、また保育所の状況を見ますと、今現在保育所のほうでは児童が1名と職員が1名、それ以外の職員は今、特に問題ないんですけれども1名おりました、小学校、中学校の中では両小学校で1名、それと中学校で1名というような感染の報告を受けているところでございます。来週の23日が学校の2学期の終業式というようになっておまして、これから子どもたちは冬休みということになるんですけれども、本当に気をつけて過ごしていただきたいなというように思っているところでございます。

そういった中で町のほうでも12月24日の日に集団接種を行う予定をいたしておりますので、コロナ予防の観点からしっかりとまた予防接種を受けていただいて、万全な体制を取っていただきたいというように思っております。

今日は、議会運営委員会の中ではいろいろとご議論いただくわけでございますけれども、最終日の日の全員協議会で以前からお願いしておりました1,000万円以上の工事、また財政シミュレーション、また行政改革の状況、そういったことをご報告させていただきたいというように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げて、本当に日頃からお世話になっている議会運営委員の皆さんに感謝を申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

日程第1、令和4年第4回（12月）定例会についてを議題といたします。

まず、陳情書についてです。

11月28日の議会運営委員会で協議いただきました3件の陳情書のうち、1件につきましては内容に修正が加わり、今回意見書（案）として提出がされていますが、陳情書3件につきましては、当時の議会運営委員以外の議員には配付していないことから、19日に議場配付することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 異議ないようですので、19日に議場配付といたします。

次に、意見書（第1号）について協議したいと思います。

介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）。

お手元に配付いたしております介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）につきまして、提出者であります山本議員より趣旨説明等をお願いしたいと思います。山本議員、お願いします。

○議員（山本 精） 皆さん、おはようございます。

介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）について説明をさせていただきます。読み上げていきたいと思っております。

介護の社会化を目指した介護保険制度がスタートして22年になりますが、制度見直しのたびに必要な人が必要なときに利用できない状況が生まれています。家族介護を理由とした介護離職、介護事業所では深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態を一層加速しています。

ところが、政府は2024年に向けて、利用料2と3割負担の対象拡大、要介護1・2のサービス削減、ケアプラン策定費の自己負担化、福祉用具の貸与から購入へ等、利用者の負担増と給付削減を進め、利用者と事業所双方にさらなる矛盾を広げるものとなっています。誰もがお金の心配なく必要な介護サービスが受けられ、介護する人も受ける人も大切にされるよう介護制度の抜本的改善こそ必要であります。

よって、国におかれては、次の項目を実施するよう求めます。

1、利用料の自己負担の原則2割への引上げや、要介護1、2の訪問介護・通所介護などの保険外し、ケアプランの有料化はよく検討すること。

2、介護老人施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。

3、公費の増額により、全額公費を目指し、介護従事者の処遇改善や人員配置基準の

引上げ等職員体制の強化を行うこと。

4、新型コロナウイルス感染症対策の強化と必要な財政支援を行うこと。

5、介護保険財政における国庫負担の割合を引き上げ、保険料、利用料の引下げ等、制度の抜本の見直しについて考えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

以上です。

○委員長（山内実貴子） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。ありませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今説明がありましたこの意見書提出されるということなんですけれども、先ほど私見たばかりなんですけれども、この議場配付でということで陳情書が出ていますね。その裏に改善を国に求める意見書（案）ということがこれ出ているんですけれども、こことまあまあほとんど同一の内容が記載されているんですけれども、その辺りはどうなのでしょう。

○委員長（山内実貴子） 山本議員。

○議員（山本 精） どういうことなのか意味が分からないんですけれども。

○委員長（山内実貴子） 原田委員。

○委員（原田周一） いえいえ、議場配付されるというこの先ほどのやつ。

○委員長（山内実貴子） それとの違い、関係ですか。原田委員。

○委員（原田周一） それが議場配付されるのに、あえて出されるのかどうかということ。

○委員長（山内実貴子） 山本議員。

○議員（山本 精） 議場配付という形で出されるわけなんですけれども、議場配付は何もそのまま見るとするかそういう状況だと思うんですけれども、議会としてもしっかりとこういうふうな問題について、介護保険制度がもう少しよくなるように国に求めるというのは、やっぱり必要ではないかなと、意見書として出すことは必要ではないかなというふうに感じたわけなんですけれども。

○委員長（山内実貴子） 原田委員。

○委員（原田周一） 今答弁ありましたように、山本議員としては介護保険制度がよくなるようにということなんですけれども、今回のこれご存じのように3年ごとに見直しずっとされているわけです。それで今回これして、一応実施が24年ですか。ということなんですけれども、今回の見直し云々というのは、財政的なものから来ているんですね。大体見てみますと。特に団塊世代と言われる後期高齢者含めてそういうのがだんだん増

えてくるというような年代だけあって、かなり公費の負担と、それから若者ですね。保険料を負担する、その若者の負担の割合を抑えようということがあって、公費とその若者からの負担、その割合を抑えるために今回2割とか、あるいは先ほど言われた介護施設の部屋料の負担とかいろんな見直しというのが、ここに今（案）として出されているわけですが、今現在の状況から言うと、大体ずっと聞いていると本年度いっぱい検討して骨格を固めるというのが厚生労働省の今、方針で出ているんですけれども、その辺りのことから言うと、まだ完全に固まってないのと違うかなという気はします。

この先ほどの介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）、この陳情書の出ているようなあれから言っても、具体的にいろいろ書かれているんですけども、まだ希望的観測とかそういうような感じの部分で認め書かれているような内容になっていますね。だから、その辺りかなと思って。その辺りどうですか。

○委員長（山内実貴子） 山本議員。

○議員（山本 精） 今からいろいろとまた、一旦財務省と厚生労働省とかがこんなことを検討会を開きながらされていると思うんですけれども、これが今年度末ぐらいまでにいろいろと固められていくと。その中でこういうふうな意見があるということで、その固める過程の中でいろいろと検討してもらえないかということで意見書として出していきたいなというふうに考えているわけですが、

○委員長（山内実貴子） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の話ではまだこのことは固まっているかどうか分からないと。この1番から5番に書かれている内容については、まだまだ変更の可能性があるということですね。ということから言うと、この内容でこのまま出すのはいかがかなと、決議しても意味ないのと違うかなという気がするんですけれども、その辺りどうですか。

○委員長（山内実貴子） 山本議員。

○議員（山本 精） 今までのことの中身だから、そこのところでも今しっかりと議論を重ねてほしい、そういうふうなことでこういうふうな意見書が必要ではないかと思っています。固まってしまえば、もうそこのところでは変更というのは無理ですね。だから、そこところの問題、そういうことだと思っ

○委員長（山内実貴子） 原田委員。

○委員（原田周一） 私言っているのは、実施は24年と計画されているんですね、3年ごとですから。この前、改正が21年ということなんですけれども、それで次の改正が24年と。それで、今回のこの策定されている、今、審議されている内容が今年度

中ぐらいに骨格を固めるという話ですね。それで、まだ年度末まで3カ月あるわけですがけれども、それが固まってからどうのこうのという今おっしゃっていたけれども、遅いとみたいなことなんですけれども、もし仮に変更、今の時点でいろいろあったら、かえって今成立しても意味ないのと違うかなと。逆に、出されてからでも実施するまでに丸々1年あるわけですよ。実施されるまでに。それから、いろんな議論しても遅くはないのと違うかなという。それが何でかというと実施までに1年あるわけだから、その中で当然議論されることも出てくると違うかなという気はするんですけれども、その辺りどうですか。

○委員長（山内実貴子） 山本議員。

○議員（山本 精） そののところ原田委員と意見がちょっと違うかと思うんですけれども、やっぱりこの介護保険改善に向けてのいろんな提案がされている中で、介護団体とかそういうのが8団体ほどあって、その中でこの改革案については少し考えてほしいというふうな表明もされているので、そういう中で今きちんと固まる前に、固めていく過程の中でやっぱりこういう意見書はしっかりと出していったほうがいいのかと、僕はそうと思いますが、原田委員とちょっと意見が違うかと思うんですけれども、僕はそういうふうと思うんですけれども。

○委員長（山内実貴子） 原田委員、次の議員協議会でもまた協議しますので、この程度でよろしいでしょうか。

○委員（原田周一） 結構です。大体考え方というか、それを大体大ざっぱに分かれば、もうそれで結構です。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

では、山本議員、席へお戻りください。

この意見書につきましては、本日の議会運営委員会終了後、議員協議会を開催いただき、各議員に対して詳細説明を求めると同時に質疑等を行いたいと思います。その後、19日の再会日、閉会日に提案理由の説明をいただき、意見書に対する質疑、討論、採決という運びで進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、議事日程（第3号）について事務局から説明願います。矢野局長。

○議会事務局長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

それでは、お手元に配付をさせていただいております令和4年第4回宇治田原町議会定例会議事日程（第3号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和4年12月19日月曜日午前10時が開議でございます。

日程第1、諸報告でございますが、先ほど委員長からご説明のありましたとおり、陳情書3件について議場配付を行うものでございます。

次に、日程第2、意見書第1号、介護保険制度の改善を国に求める意見書（案）について、山本議員から提出がございましたので、提出者より趣旨説明を行い、議案に対する質疑、討論、採決を行う予定としております。

日程第3、議案第58号、宇治田原町公平委員会委員の選任につきましては、開会日に提案され、人事案件でございますので、委員会への付託を行っておりませんので、1議事1議題とし、質疑、討論、採決を予定しております。討論の申出はございませんでした。

次に、日程第4から日程第8、議案第49号、53号、54号、56号、57号の5議案につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、原田委員長より委員長報告後、一括して委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後それぞれの議案について順次、討論、採決を予定させていただいております。なお、討論の申出はございませんでした。

次に、日程第9、議案第55号の1議案につきましては、文教厚生常任委員会へ付託を行っておりますことから、馬場委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、討論、採決を予定させていただいております。こちらにつきましても、討論の申出はございませんでした。

続きまして、日程第10から日程第17までの8議案につきましては、予算特別委員会に付託となっておりますので、予算特別委員会の原田委員長より各議案についての委員長報告をしていただくことになっております。その後、この8議案につきまして一括して委員長報告に対する質疑をしていただく予定となります。

議案第44号から議案第48号までの補正予算5議案と、議案第50号から議案第52号の条例改正3議案につきまして、議案ごと1件ずつに討論、採決という形で進めさせていただきたいと思っております。

なお、議案第44号、一般会計補正予算につきましては、森山議員から反対討論の申出が、議案第51号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定については山本議員から反対討論の申出がございましたので、討論の後、採決といたします。

日程第18、議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり、2月10日に開催されます京都府市町村振興協会主催の市町村トップセミナーに浅田晃弘議員を議員派遣す

るものでございまして、会議規則第129条の規定により議会の議決で決定するものでございます。

日程第19、最後でございますが、閉会中の継続調査の申し出でございます。議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会活性化特別委員会、広報編集委員会の5委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としております。

議事日程（第3号）につきましては、以上でございます。

○委員長（山内実貴子） 議事日程（第3号）について質疑等ございましたら、ご発言願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 特にないようですので、これをご了承願ったものといたします。

以上、日程第1、令和4年第4回12月定例会については、これで終了いたします。

日程第2、令和5年第1回3月定例会日程予定についてを議題といたします。

先に、私のほうからご提案をさせていただきます。

2月24日金曜日、議会運営委員会を10時から行います。

2月27日月曜日、一般質問の受付開始、8時半から。

28日火曜日、一般質問の抽せん9時から、一般質問の受付の締切が28日の午後5時までとなっております。

3月3日金曜日、定例会開会10時。全員協議会がその後、またその後、議員協議会も予定されております。

3月8日水曜日、再開日一般質問、10時から。

3月9日木曜日、再開日一般質問、10時から。

3月10日金曜日、予算特別委員会、これは補正予算であります。10時から。

3月13日月曜日、総務建設常任委員会、10時から。

同じく、15日水曜日、文教厚生常任委員会、10時から。

16日木曜日が再開日となっております。10時からです。

17日金曜日、予算特別委員会、10時から。

20日月曜日、予算特別委員会、10時から。23日木曜日及び24日金曜日、予算特別委員会、10時からとなっております。

28日火曜日、議会運営委員会を14時から開催をいたします。

29日水曜日が再開日、これは閉会予定となっております。10時からです。

会期は、3月3日から3月29日までの27日間となっております。

ただいま提案いたしました日程について、質疑等ございましたらご発言願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内実貴子) 特にないようですので、これをご了承願ひ、3月の議会運営委員会で正式決定をしていきたいと思ひます。

日程第3、その他、19日月曜日の全員協議会での行政諸報告につきましては、既に資料も配付いただいておりますとおり、建設工事等請負契約の状況(1,000万円〜)について、宇治田原町の財政状況(財政シミュレーション)について、第6次行政改革大綱・実施計画(第4次ローリング)及び第7次行政改革大綱(案)についての3件を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例(案)の概要について、事務局から説明願ひます。矢野局長。

○議会事務局長(矢野里志) それでは、宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例(案)の概要についてご説明をさせていただきたいというふうに思ひます。

資料につきましては、お手元に配付をさせていただいておりますが、①概要について②条例(案)、③議会の個人情報保護に関する条例(例)と改正後個人情報保護法との対照表、④全国町村議会議長会が作成をいたしました個人情報保護の対応についてということで、資料を4種類用意させていただいておりますのでご確認のほうお願ひしたいと思ひます。

この最初の概要の資料をもちましてご説明をさせていただきたいというふうに思ひます。よろしいでしょうか。

まず、条例制定の背景についてでございますが、これまで個人情報の取扱いについては、下にあります表1のとおり国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、各地方公共団体等それぞれの機関を対象とする法律や条例等により、団体ごとに規定をされてきました。

令和3年5月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正をされ、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する法律が一本化されることになりました。令和5年4月からは、新個人情報保護法が全国共通ルールとして本町にも適用されることとなります。

一方で、地方公共団体の議会については、個人情報保護に対する基本的な責務などの

規定を除きまして、国会や裁判所が新個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され、新個人情報保護法の適用対象外となります。

次のページをめくっていただきたいと思います。

2番になりますが、条例の名称については記載のとおりでございます。

目的につきましては、令和5年4月から新個人情報保護法が地方公共団体に直接適用されることから、現在の宇治田原町個人情報保護条例が令和5年3月末で廃止となります。

ただし、先ほども言いましたように、議会は新個人情報保護法の適用外となることから、新たに議会として個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

その下の表2をご覧くださいと思います。

現在の宇治田原町個人情報保護条例には、実施機関として議会も入っております。しかしながら、令和5年4月から新個人情報保護法が施行をされます。町の実施機関は宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定し、運用をされていきます。

議会については、新個人情報保護法の適用除外となるため、新しく本条例を制定するものでございます。なお、町が作成します個人情報保護法の施行条例については、現在町側で条例（案）を作成中であり、3月定例会に町のほうから町側から提出をされる予定となっております。

なお、議会の個人情報保護条例作成に当たっては、全国各自治体議会で同じ内容であることが想定されることから、全国都道府県議会議長会、また全国市議会議長会、全国町村議会議長会が、それぞれ総務省及び個人情報保護委員会と協議をし、条例の準則、すなわち、条例（例）を作成されており、本町議会が制定予定の条例（案）につきましては、基本的に全国町村議会議長会が作成をしました条例（例）を基本としております。

3番、条例の規定内容につきましては、そちらの表にもありますが改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の第5章、行政機関等の義務等の各条の規定に対応するように作成をされています。

4番になりますが、主な規定内容についてでございます。

個人情報の取扱いにつきましては、新個人情報保護法に準じた取扱いとしております。

保有の個人情報につきましては、議会の事務局の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有をするものとしております。なお、議長含む議員につきましては、この個人情報から除外をするものとし

ます。

議会が保有する個人情報としましては、議員名簿ですとか議員年金を受給されている方の名簿ですとか、陳情を出された方の情報など、そういうものが議会で保有する個人情報になります。

個人情報ファイルにつきましては、新個人情報保護法に準じて個人情報ファイルについて定めるものでございます。

開示、訂正及び利用停止につきましても、新個人情報保護法の規定に準じて規定をつくるものでございます。

開示請求に係る手数料につきましては、現行条例と同様に保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料として、複写などコピーする場合の費用につきましては、請求者負担とするものでございます。なお、町が施行予定の個人情報保護法施行条例についても同様の扱いというふうになる予定としております。

宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会への諮問ということで、開示決定等について審査請求があった場合は、宇治田原町が設置する宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会に諮問をすることとしております。

施行の状況ということで、こちらにつきましては、議長は毎年1回、施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものというふうに規定をしております。

この条例につきましては罰則もございまして、新個人情報保護法の規定に準用して議会事務局職員に対する罰則を定めます。過料の額については、新個人情報保護法の規定では10万円以下とされていますが、地方自治法の規定により条例で定められる上限額というのが5万円となっておりますことから、5万円以下としております。

なお、議員の方は罰則の対象外となります。

条例に罰則規定を盛り込みます関係で、京都地方検察庁との条例協議が必要になりますが、こちらにつきましては京都府の町村議会議長会を通じて検察庁と協議を行うこととなっております。

5番、今後のスケジュールにつきましては、この後の議員協議会でご報告をさせていただき、条例（案）について、罰則規定がある関係で京都地方検察庁と協議を行うこととなりますが、これにつきましては府内各町村議会事務局の要望によりまして、京都府町村議会議長会が府内11町村分を取りまとめ、一括して検察庁との協議を行っていただくこととなります。

その後、町が新たに制定する個人情報保護法施行条例との調整を行いまして、令和

5年の3月定例会に議会運営委員会から議案提出をする予定としております。

なお、先ほども申し上げましたが、町当局からも施行条例につきましても3月定例会の上程を予定されております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（山内実貴子） ありがとうございます。

この条例概要につきましては、この後の議員協議会において全議員に説明を行いたいと思います。

その他、何かございましたらご発言願います。ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 昨今の夏の暑さとか冬場もそうなんですけれども乾燥とか含めて、かなり水分補給というのが必要になってくると思うんですけれども、議場内で今、傍聴者も含めて飲食物禁止となっていると思うんですけれども、それを少し飲み物に関しては緩めてはどうかというふうに考えているんですけれども、ちょっとその辺を提案したいなと思っています。

○委員長（山内実貴子） 確かに、傍聴規則の中には飲食または喫煙をしないこととあります。水分補給に関しては、例えば、水分補給が必要な場合は、すぐ出ていただくということも可能なので、その辺りでどうかと思うんですが、何かご意見ありましたら、議長。

○議長（浅田晃弘） 傍聴席ですので、今、委員長おっしゃったようにその都度必要な場合、外へ出ていただいて飲むことは可能ですし、議員でしたらなかなかそういうタイミング等ないと思うんですけれども、そういうことで対応できるんじゃないかなと思いますので、よろしくお取り計らいいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（山内実貴子） どうでしょうか。山本委員。

○委員（山本 精） 確かに傍聴席いつでも出ていけるというふうあると思うんですけれども、なかなか真ん中のほうに座っていたりして、たくさん来られたときによく隣の人とかにお願いしながら出ていかなければいけないということもあるので、その辺はどうかと、その辺も含めて考えていただけたらと思うんですけれども。

○委員長（山内実貴子） まずは、様子を見ながらやっていけばいいのかなと思いますので、よっぽどそういうことがあれば、また検討していけばいいのかなと思いますが、よろしいでしょうか。山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

○委員長（山内実貴子） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） 当局何かありますか。

（「特に」と呼ぶ者あり）

○委員長（山内実貴子） なければ、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時40分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 山 内 実 貴 子